

答申第 799 号

諮問第 1370 号

件名:行政不服審査法第 15 条で年齢の記載を義務づける理由が分かるものの不開示（不存在）決定に関する件

答 申

1 審査会の結論

愛知県警察本部長（以下「警察本部長」という。）が、別記に掲げる文書（以下「本件請求対象文書」という。）について、不存在を理由として不開示としたことは妥当である。

2 審査請求の内容

(1) 審査請求の趣旨

本件審査請求の趣旨は、審査請求人が平成 26 年 11 月 21 日付けで愛知県情報公開条例（平成 12 年愛知県条例第 19 号。以下「条例」という。）に基づき行った開示請求に対し、警察本部長が平成 27 年 1 月 9 日付けで行った不開示決定の取消しを求めるというものである。

(2) 審査請求の理由

ア 審査請求人の審査請求書における主張は、おおむね次のとおりである。

本件開示請求は、審査請求人が愛知県公安委員会に提出した審査請求について、過去に再三年齢を記載することなく審査請求を行い受理が為され、又審議の終了が為されている事案がいくらでもあるにも関わらず、今回に限って、住民サービス課職員 A が、「審査請求書を訂正しない限り、審査請求書を受理しない。」などとし、審査請求人による年齢を記載する必要性についての問いに対して、「年齢を記載することは決まっている。だから、記載しろ。いちいち逆らうな。」として、何ら説明する責務も果たさず、過去に再三重要な違反があるかのように装い、公安委員会を煽って過去に遡って補正命令書の発令が為され、審査請求人の意に反し、訂正の強要が行われたことに対する事実立証をするための開示請求である。審査請求人には愛知県情報公開条例第 1 条に基づき、本件開示情報（過去に行われた審査請求がすべて廃棄されなければならない理由も含め）について「知る権利」がある。

ない訳がない。審査請求人は判断基準のないものを、「必ず記載しろ。」と強要を受けている。

イ 実施機関から不開示理由説明書が提出されたことを受け、審査請求人に当該不開示理由説明書を送付したところ、審査請求人から意見書が提

出されたが、当該意見書の実施機関への送付を拒否していることから、その内容は記載しない。

3 実施機関の主張要旨

実施機関の主張は、次の理由により本件請求対象文書を管理しておらず、不存在であるので、不開示としたというものである。

(1) 本件請求対象文書について

ア 審査請求人は、「行政文書及び自己情報開示請求の不服申し立てにおいて、不服申立人の住所・氏名・電話番号等の本人を特定できる情報だけで十分であると思うが、」と申し述べた後、「住民サービス課職員が、どうしても年齢を記載する必要があると強要する理由が分かる情報」の開示を求めている。

イ 行政不服審査法（平成 26 年法律第 68 号）による改正前の行政不服審査法（昭和 37 年法律第 160 号。以下「旧行政不服審査法」という。）は、第 15 条第 1 項第 1 号において、「審査請求人の年齢」を、審査請求書に記載しなければならない事項と規定している。

また、旧行政不服審査法は、第 21 条において、不服申立ての審査庁は、審査請求が不適法であって補正することができるものであるときは、補正を命じなければならないとしている。

ウ 愛知県公安委員会事務専決規程（昭和 53 年愛知県公安委員会規程第 3 号）（当時）は、旧行政不服審査法第 21 条の規定による補正命令に関する事務については、警察本部長が専決できることを定めている。

したがって、愛知県公安委員会が審査庁となった場合に、「審査請求人の年齢」の記載のない不適法な審査請求であっても、補正できると判断されれば、愛知県公安委員会の名において警察本部長が補正を命じることになる。

エ 警察本部長は、関係法令を適正に適用して補正命令を行うから、愛知県警察本部警務部住民サービス課職員が、「年齢を記載することに決まっている。だから、記載しろ。いちいち逆らうな。」を理由にするしないにかかわらず、「どうしても年齢を記載する必要がある」と「強要」することはあり得ないため、「強要する理由が分かる情報」が記載された文書が作成されることはない。

オ しかしながら、その後の本件開示請求書の記載に、「すなわち、行政不服審査法第 15 条で年齢の記載を義務づける理由が分かるもの」という部分があるため、その部分のみで本件請求対象文書を特定すれば、法律の条文の制定理由に関する文書を請求したと判断されることから、対象文書が存在する可能性がある。

カ しかし、旧行政不服審査法の条文の制定理由に関する情報の請求先を、

条例の実施機関である警察本部長としていることに疑義が生じたため、審査請求人に対して請求の趣旨を確認したが、審査請求人の回答は、「法律で決まっているから年齢を書かなければいけないということを教えてほしいのではない。なぜ法律で、「年齢を書かなければいけない」と決めただのかを教えてほしい」であった。

キ よって、旧行政不服審査法第 15 条第 1 項第 1 号において、「審査請求人の年齢」を、審査請求書に記載しなければならない記載事項として制定した理由が記載された行政文書を、実施機関が保有していれば、本件請求対象文書となる。

(2) 条例第 11 条第 2 項の該当性

本件に係る開示請求は、法律の条文の制定趣旨に関する文書の開示を、条例の実施機関に対して求めてきたものであったが、開示請求日現在、実施機関において、「審査請求書に記載しなければならない記載事項として、「審査請求人の年齢」を規定した理由が記載された行政文書」については、保有していなかったことから、条例第 11 条第 2 項の開示請求に係る行政文書を管理していないときに該当するものとして、本件開示請求を不開示決定したものである。

4 審査会の判断

(1) 判断に当たっての基本的考え方

条例第 5 条に規定されているとおり、何人も行政文書の開示を請求する権利が保障されているが、開示請求権が認められるためには、実施機関が行政文書を管理し、当該文書が存在することが前提となる。

当審査会は、行政文書の開示を請求する権利が不当に侵害されることのないよう、実施機関及び審査請求人のそれぞれの主張から、本件請求対象文書の存否について、以下判断するものである。

(2) 本件請求対象文書について

旧行政不服審査法第 15 条は、審査請求書の記載事項を定めており、その一つとして、第 1 項第 1 号に審査請求人の年齢が定められている。

よって、本件請求対象文書は、旧行政不服審査法第 15 条第 1 項第 1 号において、審査請求人の年齢を審査請求書の記載事項として義務付けている理由が記載された文書であると解される。

(3) 本件請求対象文書の存否について

ア 当審査会において実施機関に確認したところ、本件開示請求は、法律の条文の制定趣旨に関する文書の開示を求めており、実施機関においては、旧行政不服審査法の制定に関して検討することはないとのことである。

イ 旧行政不服審査法は、行政庁の処分に関し行政庁に対し不服申立てを

することができるための制度についての一般法であり、その規定の趣旨や理由について疑義等があれば、その都度市販の解説書を参照する等により対応できるものと解される。したがって、本件請求対象文書を管理していないという実施機関の説明は、不自然、不合理ではない。

ウ 以上のことから、本件請求対象文書を管理しておらず、不存在であるとしたことについての実施機関の説明に、特段不自然、不合理な点があるとは認められない。また、他に本件請求対象文書が存在するとうかがわれる事情も推認することができない。

(4) 審査請求人のその他の主張について

審査請求人は、その他種々主張しているが、本件請求対象文書が不存在であることについては、前記(3)において述べたとおりであるから、審査請求人のその他の主張は、当審査会の判断に影響を及ぼすものではない。

(5) まとめ

以上により、「1 審査会の結論」のとおり判断する。

別記

行政文書及び自己情報開示請求の不服申し立てにおいて、不服申立人の住所・氏名・電話番号等の本人を特定できる情報だけで十分であると思うが、住民サービス課職員が、どうしても年齢を記載する必要性があると強要する理由が分かる情報。(年齢を記載しなければならない法的根拠、不服申し立てをするには年齢制限がある等)すなわち、行政不服審査法第15条で年齢の記載を義務づける理由が分かるもの。但し、「年齢を記載することに決まっている。だから、記載しろ。いちいち逆らうな。」は理由にはならない。

(審査会の処理経過)

年 月 日	内 容
27. 4. 6	諮問
27. 6. 26	実施機関から不開示理由説明書を受理
27. 7. 1	審査請求人に実施機関からの不開示理由説明書を送付
28. 2. 3 (第480回審査会)	実施機関職員から不開示理由等を聴取
28. 6. 23 (第491回審査会)	審議
28. 8. 3 (第495回審査会)	審議
28. 9. 16	答申